

犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令を次のように定める。

犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項の規定による立入検査（都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。）をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）	
(第1面)	
職名	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
姓 名	写 真
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日取り消	
都道府県知事（市町村長・区長）	
(第2面)	
この証明書を携帯する者は、下記に掲げる場合を除く場合は、該当の有効の欄に九回のうち該当の番号により立入検査等をする権利を有するものとします。	
1	立 入 検 査
2	立 入 検 査
3	立 入 検 査
4	立 入 検 査
5	立 入 検 査
6	立 入 検 査
7	立 入 検 査
8	立 入 検 査
9	立 入 検 査

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
2 法令の基準の欄に、この証明書を使用して立入検査等に係る命令の基準を記載する。
3 該当の番号の欄に、立入検査等をする権利を有する場合は「○」を、有しない場合は「×」を記載すること。
4 記載する命令の番号の前に記して、行を確定追加すること。第2面については、その全欄又は一箇を裏面に記載することができる。
5 裁断口は、半側を下を向けて切ることとする。